

元気な農業づくり事業補助金

1 目的

本市農業が抱える様々な課題に対応し、農業者個々が課題に応じ選択できるメニューを用意し農業者の主体的な取組を促進します。

2 事業内容

交付対象事業	事業内容	交付対象経費	交付基準
鳥獣被害防止対策支援事業	エゾシカやアライグマ等の有害鳥獣対策を必要とする農地に、電牧柵等農業被害防止のための資材購入費用を支援する事業	エゾシカやアライグマ等の有害鳥獣による農作物被害を防止するために行う電牧柵等の資材導入に要する経費	50/100以内 20万円上限
農地排水整備支援事業	土地改良事業で暗きょ工事を行っていないほ場において、暗きょ排水整備を行う事業	吸水管、集水管、被覆材、水こう管、管理こう等として用いる資材、バックホウ、ブルドーザー等の建設機械の借り上げに必要な経費	50/100以内 25万円上限
産地育成確保事業	生産組織又は農業団体が特定の品目の産地化に向けて行う取組	特定の品目の作付維持若しくは拡大又は品質若しくは収量の向上に向けた取組に要する経費	50/100以内 25万円上限
農業者スキルアップ推進事業	農業者自ら行う研修を推進し、意欲と資質の向上を図る	生産組織または農業団体が自ら作成する農業技術及び経営知識の習得のための研修プログラムに基づき研修を行うための経費	定額 道内研修10万円 上限 定額 道外研修35万円 上限
省力化技術導入スタートアップ支援事業	自動操舵システムを導入したことのない農業者が省力化に向けて自動操舵システムを導入する事業	自動操舵システムの導入に要する経費 ※	定額 40万円上限
	2人以上の農業者が、省力化に向けて新たに農薬等散布用ドローンを導入する事業	農薬等散布用ドローンの導入に要する経費 ※	定額 70万円上限
省力化技術導入ステップアップ支援事業	農業者が省力化に向けてGNSSガイダンスを導入する事業	GNSSガイダンスの導入に要する経費 ※	80/100 以内 15 万円上限

交付対象事業	事業内容	交付対象経費	交付基準
省力化技術導入 ステップアップ 支援事業	既に自動操舵システム を導入している農業者 が、省力化を目的とし て自動操舵システムを 導入する事業	自動操舵システムの導入に要 する経費 ※	50/100 以内 20 万円上限
ドローン資格取 得支援事業	農薬等散布用ドローン の操縦に必要な資格を 取得する事業	農薬等散布用ドローンの操縦 に必要な資格取得に要する経 費	50/100 以内 15 万円上限

※中古品を導入する場合は残存年数分を対象とする。

3 予算額

項 目	令和 7 年度予算額
元気な農業づくり事業補助金	6,000千円

連絡先

農政担い手育成係 TEL 28-8033